

平成30年12月25日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	平成30年12月25日				召集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時00分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 高 橋 章				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 岡 田 清				
					主 幹 正 能 光				
					主 査 落 合 高 雄				

休憩 午後2時35分から午後2時50分

開会 午後 1時30分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第12回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

今年もですね、残すところあと6日となりました。振り返ってみますと、今年は、水害、台風、そして北海道の地すべり等、本当に災害の多い年でなかったかなと思っております。

また、農業においてもですね、今年は3年連続の高温障害ということで、遅い米も減収になったのではなかろうかと思っております。

そんなところでですね、来年はわらにもすがる思いで、良い年が来ますようにお祈りしたいと思います。

それではですね、平成30年第12回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に今、野川さんが申されたとおり、平成30年の最後の農業委員会ということで、皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

今年を振り返りますと、春だとか秋がなくて、夏と冬という感じで、特に熊谷では41.1度を観測されましたけれども、本当に暑い夏でございました。

これから、だんだん温暖化が進んで、本当にこのままいくとどうなるんだろうという危機感が募るわけですが、それぞれ知恵を生かしてやれば、農業の未来も明るいんじゃないかな、そのような気持ちでおります。

今朝、新聞を見ましたら、江森さんが、体験学習ということで、自分のハウスを子供たち

に見せるという記事が載っております、何か近くの農園でそういうのが取り上げられると、我々も何となく自信、勇気をもらうという感じでございます。平成もあと来年少しになりまして、今度新しい年号になるわけですけれども、今年最後の総会ということで、皆さん方から慎重審議をいただきまして、新しい年が喜びとともに迎えられるよう、今後も頑張っていきたいと思っております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を、会長、よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 関 口 政 司 委員

6番 矢 島 征 雄 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第1号、7番の田ヶ谷地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれることをご報告申し上げます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君）

それでは、議案第1号の3条の1番からご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきましては、さんは、病気のため農業ができないということで、売りたいんだということになっております。よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は人手不足のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

この案件につきましても、 さんは、宅地あるいは農地を全部売買して、 さんに譲ることになっております。何ら問題ないと思います。それでまた、 さんはまだ若くて20代かな、一生懸命農業をやろうと意欲満々の方であります。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

去る16日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の さん宅に伺い、話を伺いました。申請の土地は、土地改良以来、譲受人の さんが自宅近くということで耕作をお願いしていたわけですが、このたび、後継者もなく、売買により譲り渡すということでございました。現地は さんの自宅の近隣地で、何の問題もなく、許可相当と判断しました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模拡大をするため、譲渡人は人手不足のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

同じく16日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の さんから話を伺いました。 さんはひとり暮らしで後継者もなく、農業ができないということで、譲受人の さんが加須に来て耕作して以来、ずっと貸していたが、将来のことを考えて売買によ

り譲り渡すということでございました。譲受人の　　さんは、自作地はないものの、大規模担い手として大変活躍しているわけでございますが、何の問題もなく、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得したが耕作できなくなり、耕作放棄地にしないため、また、譲受人は以前から耕作しており、引き続き耕作するため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森　正君）　2番、江森です。

去る12月17日に、武正委員と調査の結果、　　さんと　　さんは親戚同士であって、贈与という形をとりました。何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢のため耕作できないため、また、譲受人は近接地を耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

12月18日、推進委員の新井さんと2人で譲受人の さんと会い、話を伺いました。この土地は、 さんのおじいさんの弟さんの土地で、以前から さんが耕作していたようでございます。譲渡人の さんは売買により譲り渡すということでした。このような状況なので、何も問題もなく、許可相当と判断しました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は申請地が自宅近くであり、かつ自作地と隣接しており、効率的に耕作ができるため、また、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきまして、12月の15日に、推進委員の町田さんと一緒に現地の確認並びに譲受人の さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。これまでも相対で借りていた土地を今回、売買で譲り受けるということになったということでございます。特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は自宅から遠く耕作できないため、また、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

19日に推進委員の鳥海さんと現地並びに聞き取りを行ってまいりました。また、現地についてはですね、譲受人の さんの隣の田んぼということで、本人としてはやりやすいということから、 さんからお願いをされたようでございます。

現地を確認したところ、しっかり耕作ができているということでもありますし、　　さんに確認したところ、隣にあるし、すぐに耕作できる状況ですからやろうかと思っていると、そんな状況でした。許可相当と判断しました。皆さんのご審議のほどをよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は圃場から自宅が遠く、高齢で耕作できないため、また、譲受人は近接地で耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（岡島敏雄君）　1番の岡島でございます。

今、事務局が説明したとおりですね、譲受人の　　さんの隣接ということで、ぜひやってくれないかということも2年ぐらい前から言われていたようでございます。自作地は4反ほどで5反を超えてないのですが、これを足せば5反になるのかなど。耕作もしてあり管理がされているということからすれば、いいのかなど、このように思います。

ただ、この近辺はですね、大変耕作放棄地が多い状況でありますので、　　さんにはしっかりと耕作するようお願いをしまりました。是非、皆さんのご審議のほどをよろしくお願いをします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、農家住宅敷を拡張し、農作業場を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番(早川初男君) 14番の早川です。

この件については、先日、うちの設備を見に来て、こういうふうにやればいいのかなど言いながら帰られたんですが、別に何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 18 件を議題といたします。

初めに、1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 13 ページ及び土地利用計画図 5-1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（野口悦夫君） 4 番、野口です。

12 月 15 日、推進委員の野本さん、川島さんと 3 人で、申請者・譲渡人の さん宅を訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。現地につきましては、作物等はつくられておりませんでした。また、周辺につきましては住宅街という形で、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、太陽光発電設備を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さん宅を訪ね、また、現地を見てまいりました。今までは小麦等をつくっておりましたけれども、将来を考えて太陽光という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得

ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

17日午後ですね、推進委員の佐久間さんと現地を見ました。この案件につきましては、先月、この地図上の27-1でありますけれども、これの南側が現地で、さんに聞いたところ、2軒できるって言っていたんですけれども、先月に1軒申請が出ていて、今回申請が出ているわけです。何ら問題ないと判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく17日、推進委員の佐久間さんと現地調査したわけですがけれども、この場所につい

ては従来キュウリをつくっていたハウスがあったんですけれども、そのハウスがなくなって更地になっていました。周りも住宅が結構ふえていまして、2種農地ということで、現地を見たところ許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地で、農地改良後の耕作については小麦を作付することとなっております。

また、農地改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく17日ですね、推進委員の佐久間さんと現地を見たわけですが、この地図で見ますと、搬入路になっているところが、3カ月前に埋立てられたと思いますけれども、その奥を埋め立てして耕作するという形の印象を受けました。この埋め立てをする業者さんに伺ったところ、埋め立て後は麦をつくるということで、先ほど事務局が言われたとおりの計画になっているということを聞いております。許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく17日、推進委員の佐久間さんと、地主さんが地元に住んでないということで、地元の区長宅へお伺いしまして話を聞いたわけですが、数年前から話が出ていたということで、周りもできていることだし、やむを得ないんじゃないかなというようなこと聞き、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、法人の資材置場の敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、拡張面積は既存資材置場の2分の1以内であり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

12月16日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の さん宅に伺い、話をお聞きしました。この土地は、8月に資材置場として許可された隣接地で、残された耕作地は低くなって、大変耕作不便ということで、そのため、資材置場として交渉した結果、受け入れてくれるということで売り渡すということでございました。現状は、8月に許可されたところも土盛りされており、コンクリートが張られておりまして、低くなっちゃったわけでございますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、宅地進入路を拡幅するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る19日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をいたしまして、譲受人の さんと行き会いお話をしましたところ、譲渡人からの了解が得られたということで、我々も事務局の説明どおり、やむを得ないと判断をいたしました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

12月の16日に、推進委員の江川さんと2名で、現地にて譲渡人の さんに話を聞いてまいりました。この土地は、以前から さんが不動産屋さんに、どなたかに買っていただけないかなということで相談しておったところ、話がまとまり、今回の申請となったわけでございます。周りは住宅に囲まれておりまして、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の加須・礼羽・高柳地区の案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図22ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、病院建設用地を造成するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、許可の根拠となるものは、農地法施行規則第47条第5号のレに該当し、地方公共団体が病院施設の用に供される土地を造成するため、農地を農地以外にする場合に該当するものでございます。

また、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

この案件につきましては、皆さん、新聞等、あるいは情報等でご案内かと思えますけれども、加須市が開発の申請を行っておる案件でございまして、複数の地権者がおりまして、3名ほど面談してまいりました。特に支障はなく、地域でも賛成ということでございまして、先ほど事務局の説明のとおり、立地基準や一般基準等の要件からみても適格であり、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

10番の審議が終了しましたので、 の入室をお願いいたします。

(入室)

○会長(小倉和夫君) 次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

12月の22日、譲渡人の さん、譲受人の さん、これは さんの娘婿でございまして、そちらのほうに親の土地を借りて自己用住宅を建てるということで、養子縁組をするそうでございます。特に支障なく、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議いただきたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が寄附により土地を取得し、お寺の境内地を拡張及び整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

同じく12月の22日、渡邊推進委員さんと同行訪問しまして、住職の さん、それから譲渡人の さんを、アポをとりまして、双方でお話をさせていただきました。基本的には、さんが寄附を、 の檀家でございまして、寄附をして、そちらに敷地拡張の計画をしておるといところでございます。何ら支障なく、許可相当として判断いたしてまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図25ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅の建て替えに伴う進入路の確保で、路地状敷であり、敷地拡張となります。必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人が相続により取得したものを借り受けるということでございます。また、既存進入路は、昭和45年以前から、線引き以前から引き続き使用しており、昭和43年の航空写真からも確認できるものでございます。

一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

この案件につきましては、譲渡人の さんが実家の土地に息子の家を建てるということでの申請です。いろいろ相談を受けましたのですが、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、非常に長い路地状の敷地での対応しか何というか、建築基準法が通らないということで、本件の敷地だけの拡張の申請になったということでございます。これはやむを得ないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図26ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、転用目的は農業用倉庫でございますが、申請地には既に建築されており、昭和42年6月の航空写真でも確認できるものでございまして、現地調査を行い、一般基準、立地基準等も含め、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

15日に、推進委員の石川さんと2人で さん宅を訪ね、聞き取りと現地の確認をしてきました。事務局の説明のとおり、譲渡人のほうから、借りていた土地なんですけれども、そこへ昭和38年ごろ倉庫を建てて、ずっと今まで使っていたということでございます。今回の申請のきっかけというのが、譲渡人の さんのお父さんが亡くなり、相続でこの土地を取得し、それを機に是正するというので、今回の申請になったということでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図27ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

12月の17日に、推進委員の佐藤さんと2人で、現地にて譲受人の代理人から話を伺ってまいりました。現地も見させてもらったんですけれども、土地的にもやむを得ないのかな

というふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図28ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましても、先ほどの15番と同一の申請人でございますので、内容につきまして確認をしたところ、すぐそばということで、やむを得ないのかなというふうに判断しました。よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図29ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第35条第5号の既存の施設の拡張で、敷地の面積の2分の1を超えないものとなっております。また、事業の計画面積が申請地番全面積ということですので、2期に分けた計画の第1期で、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

17日に、現地にて佐藤推進委員と2人で、譲受人からお話を伺ってまいりました。現場を見させていただいて、非常に狭い敷地でありまして、事業拡大のためにやむを得ないのかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

この案件について、今、事務局のほうで、これ1種農地と聞いたので、除外が出たのはいつごろですか。

それと、この申請理由を読んでいると、よく理解できないんですが、「隣接地で自動車修理工場を営んでおり、作業効率上、申請地で駐車場・資材置場が必要であり、2回に分けて計画する」、この2回ということは、面積上の制限でということがあったかと思うんですが、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○事務局（正能 光君） まず、1点目ですが、ここは白地でございますので、除外はございません。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 白地の1種農地ということでございます。既存で使っている駐車場、資材置場の2分の1までしか拡張はできません。

1種農地ということですので、計画全体を1回でやるということができません。それが原

則ということですので、まず1回2分の1以内で拡張し、それで使っていただき、そのあとに残りを拡張するという計画でございます。

○7番（遠井 勝君） ということは、全体での一団利用については、今回はできないということですか。

○事務局（正能 光君） はい。一遍にはできないということです。

○7番（遠井 勝君） これは分筆してやるんじゃないかと、一団利用だから1筆のまま、実測してこれでやるという考え方ですか。

○事務局（正能 光君） そうです。

○7番（遠井 勝君） 合法的にやるということですか。

○事務局（落合高雄君） 事務局の落合と申します。

先ほどの分筆の関係ですけれども、通常ですと、筆を分けて活用していただくというのが原則ですけれども、きちんと測量してあって、分筆しなくても、線が明確であれば申請は受け付けても問題はないため、今回、申請を受け付けたものでございます。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図5-111をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

12月19日ですか、鳥海推進委員と2名で、現地の確認と聞き取りをしてみました。聞き取りは、譲渡人の さん宅にお伺いをして確認をしたところ、この さんというのはお嬢さんだそうで、基本的には分家ということであると思います。現地については、実家のすぐ目の前ということでもありますので、問題はないかなと、このように思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過しましたので、ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、時間もたちましたので、休憩を解きます。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農

用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づきまして、農地中間管理機構への利用権設定の案件でございます、新規分4筆、面積で6,489㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に

が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありました、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(野川良翁君) 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、

さんの入室をお願いいたします。

(入室)



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会受付分)の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に

が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 議案第6号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画につきましては、平成22年6月、市策定の「農業

経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了を以って自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、平成30年10月1日から15日までに申し出された案件でございます。新規分869筆、面積80万6,868㎡、更新分705筆、面積67万3,069㎡で、合計1,574筆、面積にして147万9,937㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、平成31年1月1日から法的効力が発生するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（野川良翁君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、の入室
をお願いします。

（入室）

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げ6件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でありますが、市街化区域内の農地転用の届出3件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でありますが、市街化区域内の農地転用届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でありますが、農地貸借の合意解約による届出58件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長には長時間にわたりまして議事の進行、ありがとうございます。

◇

◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、暮れのお忙しい中を、各農業委員の方には長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、平成30年第12回加須市農業委員会を終了といたします。大変ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時00分

◇

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年12月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 政 司

署名委員 矢 島 征 雄